

平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市内において、ZEHを導入した者に対し、当該導入費用を予算の範囲内で補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号）（以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、令和4年3月に本市が行ったゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目指すため、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を普及し、家庭部門の脱炭素化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 住宅のく体の断熱性能の向上、設備の省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明設備に係る1次エネルギー消費量（家電等に係る1次エネルギー消費量を除く。）がネット（正味）でゼロ又はマイナスの住宅をいう。
- (2) 蓄電システム 蓄電池とは、1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用する（放電する）ことができる定置用蓄電池をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、平塚市内において実施される次の各号に定める事業とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅（店舗等の併用住宅も含む。以下同じ。）としてZEHを建設。

(2) Z E Hの建売住宅を購入。

(3) 自ら居住又は居住を予定している住宅をZ E Hに改修。

2 前項1号に定める事業においては、Z E Hの建設が完了し、かつ、代金を支払い、当該住宅へ移転が完了した時点を事業の完了とし、前項第2号に定める事業においては、代金を支払い当該住宅へ移転した時点を事業の完了とし、前項第3号に定める事業においては、住宅の改修が完了し、代金を支払い、領収書等を受領した時点を事業の完了とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に掲げる補助対象事業を行うもので、次の各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時に、B E L S評価書(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第7条に基づく省エネ性能表示のガイドラインの第三者認証制度)の写しを添付すること。
- (2) 補助金の交付申請時に、市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付申請を行う年度内に、当該補助対象事業が完了していること。
- (4) 補助対象住宅に居住すること。
- (5) 当該住宅において、平塚市太陽光発電設備導入補助金を受領していないこと。
- (6) 太陽光発電設備を原因とする無線設備への障害防止のため、無線通信への影響を低減させる措置をすること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、Z E H1件につき200,000円とする。

2 蓄電システムを設置する場合は、1件につき50,000円を上乗せする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付申請を行う者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金交付申請に係る事前着手届(第1-1号様式)に工事請負契約書又は住宅売買契約書の写しを添えて、市長に提出す

るものとする。

2 申請者は、補助対象事業の完了よりも60日前までに平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金交付申請書（第1－2号様式）に次の（1）～（4）の書類を添え、市長に提出するものとする。ただし、第4条第1項第2号の場合は、補助対象事業の完了よりも30日前までに提出するものとする。前項の事前着手届及び交付申請書の届出は、補助金の交付決定を確約するものではない。

- （1） BELS評価書の写し
- （2） 市税の納入状況確認同意書（第1－3号様式）又は市税を滞納していないことがわかる書類（市税完納証明等）
- （3） 平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金に係る誓約書（第2号様式）
- （4） 蓄電システムを設置する場合は、補助対象となる蓄電システムの出力容量が分かる書類
- （5） その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下、「補助金交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、速やかに平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金事業計画変更等申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業計画変更等申請書の提出があった場合には、その補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金変更決定通知書（第5号様式）により補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了した場合は、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金実績報告書（第6号様式）に次の掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象住宅の引き渡しが分かる書類
- (2) 補助対象住宅に係る費用を支払ったことが分かる書類
- (3) 蓄電システムを設置した場合は、補助対象設備に係る費用を支払ったことが分かる書類、設置前後の写真及び保証書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助金交付決定者は、前条の規定による報告を行った後において、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金交付請求書（第7号様式）に振込先口座が分かる通帳等の写しを添えて、市長に対して補助金を請求することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定後に補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を廃止したとき。
- (4) この要綱その他法令等の規定に違反したとき。
- (5) 市長の指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限)

第14条 補助金交付決定者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した当該住宅について、取得した時点から10年間は取得財産を処分しないものとする。なお、蓄電システムについては、取得した時点から6年間は取得財産を処分しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財産処分制限期間に当該処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金財産処分届出書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

(財産処分制限期間内の補助金の返還)

第15条 補助金交付決定者は、財産処分制限期間に、当該処分を制限された取得財産を処分することにより補助対象住宅のZEHとしての効果が継続されなくなった場合であって、かつ、市長から請求があったときは、既に交付された補助金の全部又は一部を返還するものとする。

(協力)

第16条 補助金交付決定者は、地球温暖化対策又はエネルギー政策のため、当該住宅のエネルギー使用量の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

2 補助金交付決定者は、平塚市が行う環境に関する施策への協力に努めるものとする。

(補助対象からの排除)

第17条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、申請者が同条例第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者である場合は、補助対象者とししないものとする。

2 市長は、補助金交付決定者が前項に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、申請者又は補助金交付決定者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の整備)

第18条 規則第16条に規定する会計帳簿その他証拠となるべき書類は、当該交付決定を受けた事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年4月1日前に改正前の要綱第7条第1項の規定により事前着手届を提出した者に係る申請等の手続については、改正後の要綱第7条の規定にかかわらず、補助対象事業の完了前に遅滞なく交付申請書等を提出するものとする。